

○議長（五十嵐健一郎君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

権現荘の運営で、行政は首尾一貫、徹頭徹尾、元支配人をかばい続けてきました。なぜそこまでかばい続けたんですか、聞かせてください。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

土田所長。〔能生事務所長 土田昭一君登壇〕

○能生事務所長（土田昭一君）

お答えいたします。

これまでもかばうというような形での対応をさせていただいたというつもりは思っておりません。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

古川議員。

○16番（古川 昇君）

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、古川議員の質問が終わりました。

次に、吉岡静夫議員。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。〔20番 吉岡静夫君登壇〕

○20番（吉岡静夫君）

吉岡であります。

早速入ります。

通告書に基づきます。

1、「野焼き失火騒動事案」、その経緯・てんまつ・市の対応。

8月5日、寺町地内で発生した「野焼き失火騒動事案」の経緯・てんまつ・市の対応が残したのは、「市長・行政と議員・議会による『二元代表』行政のあり方はどうなっているか、どうあるべきかの教訓」でした。

そこで、以下、各項目に分けて質問させていただきます。

(1)「事案」が提起したもの、その1として。

「失火騒動」が起きたのは8月5日。これはもうほとんど市民の方々みんな知っておると思いますが、なのに、その概要が明かされたのは約2カ月もおくれた10月4日以降、それも、市側からではなく、テレビ・新聞などの報道があつてのことでありました。

このこと自体が重大な問題です。

報道の概要はこうでした。

概要ですが、「—（消防関係者が一緒になって）8月5日、寺町地内でバーベキュー、そ

の後、野焼きで失火、約600平方メートルを焼いた。通りがかりの人の119番通報で消防車が。消防長は、『火災から市民を守り、予防を指導する立場が火事を出し、119番通報しなかったのは不適切』と述べた。―これが10月5日付の日刊紙であります。

この後の市側・市長の動きはこうでした。

「―市長は、10月23日の定例記者懇談会で詳細を報告し、陳謝。『当該職員を10月1日付で減給10分の1（1カ月）の懲戒処分、消防長を嚴重注意とした』旨を報告。駅北大火に取り組む中で起きた不祥事に関して『大火を機に市民挙げて火災をなくそうと活動してきた。残念』と答えた。―これが10月24日付、日刊紙です。

「残念」の思いは誰しもであります。それよりも何よりも問題なのは、この「事案」の公表・公開時期であります。どう考えても2カ月以上もの時間の空白は余りにも長い。

市長、このことをどう考えますか。

(2) 「事案」が提起したもの、その2として。

一方、市の対市議会への動きはどうなっていたのか。一連の「事案」の流れが公的な形で取り上げられたのが10月9日付の市長に対する議長名での「寺町地内における失火に関する議会への対応について」なる「申入書」。これに対し、市長から議長への「回答書」は10月22日付。8月5日から既に2カ月以上も経過してからのことです。まさに議会は、ある意味「蚊帳の外」状態だったと言っても過言ではない。

ちなみに、8月5日（「事案」発生）以降の市議会における本会議・委員会など、これは各種議員研修などを除きましたが、挙げると、以下のようになります。

8月9日、総務文教常任委員会。

10日、市民厚生常任委員会。

27日、議会運営委員会。

27日、糸魚川市駅北大火復興対策特別委員会。

そして、月変わって9月3日、9月定例会の初日。

6日、一応、私、並べますけれども議会運営委員会。

7日、一般質問。

10日、一般質問。

11日、一般質問。

12日は交通対策特別委員会。

13日は市民厚生常任委員会。

14日、市民厚生常任委員会。

18日は総務文教常任委員会。

19日、総務文教常任委員会。

20日が建設産業常任委員会。

21日は建設産業常任委員会。

26日は議会運営委員会。

27日は9月定例会最終日。

あえて並べました、ここへ。

この「事案」、それがテレビ・新聞などで取り上げられるまでの約2カ月間、市側から市議会側への少なくとも公的・表向きの動きが見えないというか、ほとんどなかった。

重ねて言わせてもらいますが、この間、9月定例会の初日と最終日、市長から、これいつもあることですが、「行政報告」がなされ、計9項目が述べられています。なのに、この行政報告、市長・議員という「二元代表者間」にとっての基本・根っこにかかわる本「事案」が取り上げられもしなかった。

そこのところを市長、どう受けとめ、どう考えられますか。

(3) 「事案」が提起したもの、その3として。

前項でも取り上げた10月9日付、議長から市長への「申入書」と、22日付、市長から議長への「回答書」。その概要はこうなっています。

「申入書」のほうは10月9日付。

「—8月5日、寺町地内で発生した失火に関し、10月4日にテレビ放送、10月5日に新聞報道がなされたこともあり、議員から市政への今後の影響を心配する声、そして、議会に対する行政対応のあり方について意見や要望が相次いでいます。

今回の失火は、大火からの復興の最中であることから、非常に遺憾な出来事であり、市民を初め議員にも理解をいただく対応が必要。つきましては、今回の失火に関する議会への正確な報告と各種の影響、そして再発防止など、今後の対応について、議員の懸念を払拭するためにもお伺いします。これは幾つか項目ありましたが、関係議員への報告のおくれなどあります。

そしてもう一つ、これ米印ありましたが、通常の不祥事と違った観点からの対応が必要。真摯な姿勢により、市民・議員の感情を受けとめていただきたい。—」

これに対する市長「回答書」10月22日付。

「—10月4日に報道各社からの取材を受けましたので、同日夕方、総務課から議長・副議長・総務文教常任委員長へ、電話にて事案の経過報告をさせていただきました。結果として、市議会への説明がおくれましたことをおわび申し上げます。

今回の事案は、一昨年発生した『駅北大火』にて、大きな教訓を市職員は得たはずであるのに、その教訓を生かせなかったことは、市民に大きな不信感を抱かせる結果となりました。—」こうなってる。

注目すべきは、これら一連の動き、これがようやく明らかにされたのが、さらに公的な場所では10月29日の市議会総務文教常任委員会であったということ。まさに「事案」発生から約3カ月近くもたっていたという事実であります。それといま一つ、原稿どおり言いますが、これが極めて重大なところですが、回答書中、「大きな教訓を市職員は」と、市職員に限定したかのような言い方をしていますが、とんでもない。この問題は単に「職員管理」あるいは「事務処理」という次元の問題ではないんです。市政そのもの、言ってみれば市長そのもののありよう、あり方が問われている。こういうきつい言い方はしたくないんだけど、させていただきます。そして、「二元代表」の一方である議員・議会への対応、あり方そのものも問われているわけです。

市長、どうお考えか、お示しいただきたい。

2、「野焼き失火騒動事案」、その残した教訓としまして。

最後に、今回の「野焼き失火騒動事案」があらわにした教訓として大きく2点挙げさせていただきます。その1つは、いつも言っていることですが、「お上」と「民」のあり方。その2つが「二元代表」を標榜し合っている「市長」と「議員」、その双方のあり方。

まず1点目の、今回の一般質問草稿を練っている最中の、これは11月28日と書いてありますけれども、その前にも21日にも流していましたが、午後6時45分ごろ、こんな呼びかけの放送が流れました。「こちら広報いといがわです。野焼きをしないでください。法律違反です。」肝心の市の対応そのもののあり方が問題にされている、当然です。抱えている中での一方向的・無機質ともいえるこの放送。私は、その無神経さには唾然としてしまいました。いつも指摘させてもらっている「お上」と「民」の関係・ありようを、ある意味では見せつけられた思いでした。

2点目、「議会基本条例」は、こううたい上げております。

「一市長と議員は、市民の選挙で選ばれる二元代表制の中で、対等の立場で緊張感を保ちつつ、監視・分析・評価、これは総則の中にあります。」同じような言葉は、ほかにも随所で見られます、この基本条例1つとっても。

今回の「野焼き失火騒動事案」にかかわる市の一連の対応・動き、私たちが大きくうたい上げている理念と余りにも、今読み上げましたけれども、余りにもかけ離れ過ぎているとしか言いようがありません。願わくば、この現実を直視し、互いに「議会基本条例」の目指すところを生かし合うようにしようではありませんか。

終わりに一言。

私、決して当該職員を捉え、取り上げ、論じているのではありません。いつも言うように「人」は弱い。しかも「お上」と「民」の強さ・弱さが、まさに残念ながら幅をきかせていく世界・世情もないではありません。

であればこそ、私は、たびたび繰り返し主張させていただいているように、今回の「野焼き失火騒動事案」を「お上目線でない民目線」で捉え、「民一人一人こそが主人公」の市政、これいつも市長も私も同じこと言ってます、毎回のように。そういう市政に取り組み続けようではないかと、高いところからではありますが提唱させていただきたいのです。

市長、いかがお考えですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

吉岡議員のご質問にお答えいたします。

1番目につきましては、今定例議会の一般質問の中でも他の議員のご質問にもありました。結果として、市議会の説明がおくれたと反省をいたしております。新たに明文化をいたしました懲戒処分等の公表基準により、適切な運用に随時見直しをさせていただいて、取り組んでまいりたいと考えております。

2番目につきましては、ご指摘のとおりと考えており、議会基本条例の策定の趣旨にのっとり、市民のこの付託に対しまして、真摯に応えてまいります。

以上、ご質問にお答えいたしました。再度のご質問によりましては、所管の部・課長からの答弁もありますのでよろしくお願いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

命題が1つに絞ってありますので、あちこち質問通告から、あっち行ったり、こっち行ったりするかもしれません。よろしくお願いたします。

まず、とりあえず米田市長、あなたは議員、議長の経験もあります。おありです。だから、議員の立ち位置、私がきょうくどくど、くどくどとねちっこくやりましたけれども、議員の立ち位置、あるべき姿はもちろん、市長を初め行政の立ち位置、あるべき姿、かくあるべし、わかっておられるはず。

ただ、米田式、こないだも言いましたけども、米田流、それに対しての吉岡式、吉岡流は別であります。当然。そこに互いの論の交わり合いもありましょう。が、共通なのは、互いが二元、あるいは両輪を尊重し合うという、これは米田市長も私も言い続けておることです。尊重し合うという基本、足場の上に立っているということ、これは共通です。私はそう確信しております。ある意味、追い打ちをかけるような言い方してますけれども、市長、どう考え、どう受けとめておられますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

今、議員ご指摘のように私の立場をご理解いただいてというお話をいただいて非常に感謝を申し上げる次第でございますし、また、吉岡議員におかれましても私の気持ちもおわかりいただいていると思っております。市長経験者としておられるわけでございますし、今は議員という立場でご指摘をいただいている点、それについてはお互いに理解し合える部分での、この質問だと捉えておられるわけでございますし、そういう中において、先ほど申し上げさせていただいたように、やはり市民に対してはしっかりと真摯な考え方の中で取り組んでいくことは、私は必要だと思っておりますし、そう言いながらもやはり我々が作成するいろんな事柄についても抜けてる点についてもあろうと思っておりますし、また、抜けるところもあるのかもしれませんが。そういったことがやはり皆様方からのご指摘の中で、しっかり受けとめながら対応していきたいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

理解し合えるというようなお言葉、逆にいただきましたけれども、もともと私は、米田市長を理解するように努めておるつもりです。

ただ、やっぱりものによっちゃあどう考えてもおかしいというときには、これ言わせてもらう。

それがさっきの話戻って、二元の基本だと私、思っております。だから、あえてこういう、とりよ
うによっちゃ憎まれ口かもしれないし、また、こんちくしょうということになるかもしれんけれど
も、そういう捉え方じゃなくて、とってくれるだろうと思って、お話をさせてもらっております。

今、お話ありました別の論点ということもちょっとくどいようだけれども、お聞かせいただきたい
い。これも改めて確認なんですけれども、いわゆる二元代表だ車の両輪だ。さらには一昨年、い
わゆる議会基本条例、これ当たり前のこと言ってるんですけども、最高規範だという。こういう言
葉は我々の間ではいつも使われております。我々というのは、市長を初め行政も、議員、議会も。
これは当然の鉄則であります。しかもこれは、互いに確認し続けております。何もおととしてきた
からというわけじゃない。共通の目標、だから、あなたがとか私がとか、市長がとか議員がとかと
いう次元ではない。根っこの足元の課題だと思うんです、生意気言わせてもらいます。

私は、あなたを一方向的に責めているわけではありません。もうおわかりだと思えますけれども、た
だし、相互で共通の目標・理念を共有し、確認し合い、進み合いたいだけのことなんです。それは
あなたばかりではないと思う。職員の方、これはもちろん議員は20人おりますけれども、議員も
そういう考えで生意気なこと言えますけれどもやっていくべきだと私は思っております。

そういう意味で、今回の事案というのは非常にそのことを意地が悪いというか、思い知らせてく
れた事案なものですから、こういう憎まれ口をたたかせてもらっております。いかがですか、市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

ですから、先ほどお答えさせていただいたように皆様方の発言については、市民の付託を受けた
議員でございますので、我々といたしましても真摯に受けとめさせていただいて、対応していき
たいと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

質問しながら気を使っているつもりなんですけれども、よろしく申し上げます。

このさっき前段で取り上げたけれども、非常に私、気になったのは、ここにもあれしたんだけれ
ども、市の職員は得たというふうな言い回しをしておる。これは私がさっき言ったけれども、これ
市の行政そのものだということを言っておる。

それともう一つ、10月22日の回答書の中に、これもさっき読みました。10月4日に新聞各
社からの取材を受けましたのでと、こういう表現。ちびっちゃんことを言うかもしれんけれど
も、そういう受けとめ方でやっていいのかなと思うんですが。新聞報道あったから、並の言い方すりゃ
おまえちゃんに言わにやまずいという、そういうふうにもとられかねない、この表現は、けちつける
ようで悪いけれども。それいかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

回答の中にも書いてありますように、私どもとしては、10月23日の開催の記者懇談会でお話をし、その前に議会には16日ごろまでお話をしたいということで進めてまいったわけでありまして、その前に取材を受けたということでございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

それは課長、あれだよ、答弁にも何もなってないよ、あなたがそう思ってるのか、市長がそう思ってるのかわからんけど。それは勝手に思ったんだね、23日やろうが何しようが。そのことをね、今私が指摘したことを一緒にして答弁しちゃだめだよ。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

見方、とり方はあるかと思いますが、我々といたしましては、やはりなぜというところに対しては、やはりうそ偽りのないようにこの我々の考え方をお示しさせていただきました。その旨がご指摘いただけると。その旨がご指摘の点だということになれば、それもやはり受けなければいけないと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

ある程度、今の市長答弁ならわかるけど、さっきの総務課長の答弁は、それはだめだ。ああいう答弁で我々を見るようじゃだめ。議員を。新聞記者報道がどうのこうの、実はそれがああだこうのって、そんな答弁するようじゃだめだよ。

話はまた少し戻りますけれども、市長の報告、行政報告、この定例会の初日に、また行政報告がありました。さらには、広報いといがわ12月号も細かく見ましたけれども、その広報いといがわの中に、単に、ご注意ください。ごみを野外で燃やせば、何だ、燃やす行為は禁止されています。ほいで、これが廃棄物の処理及び清掃に関する法律により禁止され、罰則がありますと。これは12月号で出てんです。でも私、調べるところ、市民に対する呼びかけは、このくらいなのかなと、私は見落としがあるかもしらんけれど。これも今の総務課長の答弁と同じけども、後づけで物を言っているような気がする。やっぱりこれだけ問題になってるんなら、広報でもやっぱりその辺は触れるべきだと私は思うんです。その辺がない、その辺どう思いますか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

反問します。

○議長（五十嵐健一郎君）

反問をお願いします。

○市長（米田 徹君）

反問します。

その辺について答えろというのは、ちょっとその辺というのはちょっと我々どうお答えさせていか、ちょっとわからないんでお願いします。

○20番（吉岡静夫君）

その辺というのは、非常に曖昧な言い方でしたけれども、例えば私は広報というのは、おしらせばんは2回、月に。それから本誌が1回、3回出てるわけです。そういう中で、しかも今、もう8月5日からいろんな動きがあって、問題もこれはマスコミに取り上げられてどうのこうのと言うけれども、それは問題じゃなくて、そういう問題を抱えて、しかも議員がこれだけいるわけだ。そういう中でこのような、その辺というのは、私言いたいのは広報媒体、これは市民に一番わかりやすく出てるんだけど、これがこれだけでいいんですか。もっと中身について、広報というのは、私の持論なんだけども、いいこと尽くめでやっちゃだめだと私思ってるんです。実は問題があった。こういうところで今、市の行政もちょっと困るとる。こういう指摘を受けた。そういうものを出すのが、私は広報だと思っとる。でなきゃならんと思ってる。ところが、それが一切ないから、ましてさっきの広報のお知らせ、あれもそうだ。無機質なものをやってる。それでいいのかねということを書いたかったんです。

○議長（五十嵐健一郎君）

よろしいですか。

反問を終了します。

回答をお願いします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

渡辺総務課長。〔総務課長 渡辺成剛君登壇〕

○総務課長（渡辺成剛君）

お答えします。

先ほど答弁させていただきました。結果として議会に説明がおくれたということで、今も反省しているところなんです、その反省を踏まえる中で、今回、広報等に出させていただいているところであります。それが不十分であるというなら、また私どもも精査する中で対応してまいりたいというように考えております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

一々ちくつと来るようなことを言うもんじゃないよ。それが不十分であると、不十分なんだよ、これはどう考えたって。市長もいるけど、だから言ってんだ。どう思いますか、市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

私は、やはり広報は1つの目的を持ってさせていただいてるわけでございまして、その我々といましては、やはり一番火事というものを頭に置いて捉えておるわけでございまして、広報は、それを中心にして広報させていただいておるわけでございまして、それについては私もそれでよかったと思っております。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

反問じゃないけど、市長にお伺いするけど、それでよかったというのはどういう意味ですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

広報であり、広報無線ということでお答えさせていただきました。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

ちょっと今、これ以上、深追いしませんけれども、私はやはり広報1つ取り上げても、あるいは広報無線のあの無神経さを取り上げても、やはり何て言ったらいいかな、謝罪というのはいいのか、事の次第を市民に知らせるといのが、私は大事なことだと思いますよ。その辺を私は言っておきます。これ以上やっても、やりとりが長引くだけですから、だけどこれだけは絶対、私のほうが正しいと思っております。まず何よりも市会議員20人おるわけです。それが約2カ月なり、極端なこと言やあ公的な29日のあれまで3カ月近く、ほとんど公的な対応がなかった。これはどう考えても私はおかしいなと思っております。

市長というのは、行政執行の機能、それから議員というのは、いわゆる議決とか監視とか、そういう機能を持ってるわけです。この両者が互いに共有するということだと思うんです。これは言わなくても当然もう、そういう意味では市長のほうが大先輩なんだから、わかっていると思うんですけれども。それが今回、何ていうのかな、見えなかったというか、そういうところが私は非常に強く受けましたので、こうやってしつこく取り上げておるんです。その辺、市長いかがですか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

お答えいたします。

確かに二元代制の中においては、同じ市民に接する部分だと思っております。

ただ、しかし我々につきましては、このある程度、確たるものにして、そしてしっかりとしたものにしていきたい。そういうことがございますので、やはりその辺の時間がかかったというのが、皆様方におわびを申している中でもお答えさせていただいたように、そういったところがちょっとかかっておった部分があります。そのようなことで、今回については、遅きに失したということで、おわびを申し上げてる状況であります。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

吉岡議員。

○20番（吉岡静夫君）

今の先ほどの市長の発言の中で、遅きに失したという言葉。それが出てきたし、それからおわびを申し上げる。これ何回も今しゃべってました、きょう。これは非常に私はいいいことだと思う。そういう意味でもさっき広報を取り上げて、この広報何だいと言ったのは、そういう意味もあります。やっぱりこういうところでも考えていただきたいと私は思っております。

私は、何回も言いますがけれども、一職員がどうだとか、その能力がどうだとか、あるいは事務処理の能力はどうだとか、動きはどうだとか、そこを私はついてるんじゃないんです。きょうの主眼としているのは、大きい2のところ、さっき1番目の質問で言いましたけれども、議会の存在というものと議員の存在、もっと言いますと、私よく言うんだけれども、議員というのは、一人一人みんな考え方違う。それで市長ばかりじゃない。行政に対していろんな考えをぶつける。また、市長もそういういろんな方々の議員の考え方を聞いてやる。時には、何だ吉岡のやろうと思うこともあるでしょうけれども、そういうものを聞きながらやっていくべきだと、こう思っております。

同じことを私よくちょくちょく言うもんですから、余りぐじぐじと言うあれでもないんですけれども、ちょこっとあれしますと、市長と行政というのは、もう皆さんここで職員大勢おられるけども、ご存じのように、あるいは議員の方もそうですけれども、実務の遂行能力とか、情報収集能力、人的・物的対応能力と。これはもう全然、議員なんかと比べたら段違いで違う。500人近い物的にも、物理的にも職員が動員されてやってるんだから。そういう中でこういう問題が起きたときに、その流れを、いわゆるお上ですよ。お上の力でやり抜けるということは、十分に心してもらいたいです。

議員というのは、確かに非常勤特別職ではある。けれども、一人一人となると今、私が捉えたようないろんな能力というのは、物理的には無理なんです。無理だけれども一番大事なものは、選良としていろんな考えの人たちの意見をぶつけ合う。それをまた行政が聞いてくと。生意気なことを言いますがけれども、それが一番大事だと私は思っております。だから、お上と民ということを使いますが、それをあえてこの時間に、また言わせていただきました。

それからもう一つ、これ言わせてもらいたいのは、何ていんでしょうか、今回の事案というのは、最初から最後まで私は、このことを言いたかったんですけども、凶らずもそういうお上と民の力の違い、力のあるほうが偉くて、力のないほうが悪いとかって私言ってんじゃない。議員一人一人も、また市長もいわゆる選良として一生懸命やってんだから。だけどその辺の力の違いでどうしてもそこで、つまりよく言う言葉でいえば議会、議員とか議会は、市長、あるいは行政執行側の追従機関じゃないじゃないかと。もっと個として頑張れよと、こういう声も私も聞きます。けれども、残念ながらお上と民の関係でいくと、力という意味では弱いから、その辺はお上という言葉は使っているのかどうか知らんけど、そういう側にある市長を初め、職員の方々は、十分その辺は考えてやってもらいたい。さっき渡辺総務課長を取り上げて言ったけれども、ああいう答弁になるような考え方であっては困るんです。はっきり言わせてもらえば、そこを私言わせてもらいたい。

それから、逆に別の言い方をすりゃ、議員一人一人というのは、議会基本条例に真正面からぶつかって、対応に懸命であります。それは今回の事案でいろいろ見えてきたけれども、一生懸命になれば一人一人の議員がなりやなるほど、いろんな耳に痛いことを、言わんでもいいねかというようなことを言うかもしれない。その辺を十分考えてやっていってもらいたい。そういう意味では、非常に悠長な言い方かもしれんけれども、今回の、いわゆる大火、野焼き事案というのは、非常に大きな教訓を残してくれたと、私は思っております。

だから、消防職員どうのこうのという問題ではない。機構がどうのこうの問題じゃない。事務処理の仕方が下手・上手の問題じゃない。一番根っここのところを、私たち議員も、それから市長以下、以下というか含めたそういう職員の人たちも十分考えて、この議場のやりとりだけで終わるわけじゃないです。一日一日、我々一人一人の市民の暮らしというのはあります。私もいろんな弱い立場になってみるとわかりますけれども、思わぬ弱さで悩んだり苦しんだり、私自身もすることがあります。なればなるほど、私、日ごろ言ってることが絶対間違っていないなという、変に納得するところがあります。そういった意味で、市長以下、考えてやっていってもらいたいと私は思っております。

何回も繰り返しますけれども、一職員がどうだ、あるいは事務処理がどうだ。そういうことで私は取り上げてるんじゃない。車の両輪だの二元代表だのと。これは私たち何の気なしに使っております。よくぞこの2年前に議会基本条例を私たちはつくったもんだと。また、それに対して市長も車の両輪だ、あるいは二元代表はということで、賛同というか一緒になってやるまいかというようなそういうふうに答弁したりされておられます。非常にいいことだと私は思っています。そういうところへこの問題が起きてきた。

逆に言えば、議員はもちろんですけれども、市長以下、行政側の職員、1人になれば皆同じですから、その辺を考えて弱い者同士で頑張ろまいかという、そういうふうな流れをお互いにつくり合うようにしようじゃないかと。私、今回、野焼きの失火騒動事案だけに絞りましたけれども、日ごろの思いを訴えさせていただきました。お聞きをいただきました。この点については、さっきの市長じゃないけれども、私のほうからありがたいと思っております。これからも一緒にこういった、私しつこいようだけれども、これを参考にして、お互いに頑張ろうじゃないかと、これだけ言わせていただきます。

終わります。

○議長（五十嵐健一郎君）

以上で、吉岡議員の質問が終わりました。

これをもちまして一般質問を終結いたします。

日程第3．議案第104号及び同第105号

○議長（五十嵐健一郎君）

日程第3、議案第104号及び同第105号を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

米田市長。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

米田市長。〔市長 米田 徹君登壇〕

○市長（米田 徹君）

ご説明を申し上げます。

議案第104号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（建築）工事の請負契約を締結いたしたいものであります。契約金額は、5億9,940万円で、契約の相手方は、創和ジャステック・猪又特定共同企業体であります。

議案第105号は、契約の締結についてでありまして、糸魚川市健康づくりセンター屋内プール増築（機械設備）工事の請負契約を締結いたしたいものであります。契約金額は、2億7,000万円で、契約の相手方は、田辺工業株式会社青海支店であります。

以上であります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（五十嵐健一郎君）

ただいまの説明に対する質疑に入ります。

ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（五十嵐健一郎君）

ご質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております本案については、市民厚生常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の全日程が終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

〈午後3時12分 散会〉